

平成20年度県内市町村の健全化判断比率等（速報）について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における、平成19年度決算に基づき算定された県内市町村の健全化判断比率等については、以下のとおり。

1 健全化判断比率（全24市町村）

- (1) 実質赤字比率
- ・赤字の団体 1団体（小松島市：6.78%）
（小松島市の早期健全化基準：13.60%）
 - ・黒字の団体 23団体
- (2) 連結実質赤字比率
- ・赤字の団体 なし 黒字の団体 24団体
- (3) 実質公債費比率
- ・最大22.2%（前年度23.4%）
 - ・最小6.6%（前年度7.6%）
 - ・単純平均14.3%（前年度14.9%）
 - ・加重平均14.1%（前年度14.6%）
 - ・18%以上の団体 6団体（前年度 同6団体）
〔小松島市・勝浦町・佐那河内村
那賀町・海陽町・東みよし町〕
 - ・25%以上の団体 なし（前年度 なし）
〔参考：起債許可基準 18%
早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%〕
- (4) 将来負担比率
- ・最大188.0% 最小1%
 - ・単純平均74.4% 加重平均88.4%
- [参考：早期健全化基準350%]

※各市町村ごとの状況は、別紙のとおり

2 資金不足比率（24市町村及び1一部事務組合、全97会計）

- ・資金不足（赤字）会計 2会計（徳島市）
（うち経営健全化基準を超える会計 2会計）
 - ・徳島市病院事業会計（39.4%）
 - ・徳島市立食肉センター事業特別会計（438.6%）
- [参考：経営健全化基準20%]
- ・資金剰余（黒字）会計 95会計

(別紙)

平成20年度県内市町村の健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率 市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
徳島市	—	—	13.3 (14.9)	115.3
鳴門市	—	—	13.1 (12.8)	169.8
小松島市	6.78	—	19.9 (18.6)	188.0
阿南市	—	—	12.3 (12.1)	—
吉野川市	—	—	14.6 (14.5)	127.6
阿波市	—	—	12.3 (13.6)	89.0
美馬市	—	—	17.2 (17.3)	145.1
三好市	—	—	17.1 (16.2)	145.8
勝浦町	—	—	20.9 (23.4)	45.2
上勝町	—	—	10.0 (14.1)	—
佐那河内村	—	—	22.2 (22.2)	—
石井町	—	—	13.1 (13.7)	2.1
神山町	—	—	11.0 (10.7)	—
那賀町	—	—	21.3 (20.8)	80.2
牟岐町	—	—	6.8 (9.0)	83.2
美波町	—	—	13.3 (14.9)	43.5
海陽町	—	—	19.0 (19.5)	82.6
松茂町	—	—	6.6 (7.6)	—
北島町	—	—	7.9 (7.8)	—
藍住町	—	—	10.4 (11.1)	36.4
板野町	—	—	12.8 (12.2)	68.4
上板町	—	—	12.7 (14.8)	138.4
つるぎ町	—	—	15.8 (15.9)	101.5
東みよし町	—	—	19.9 (19.9)	124.1
市平均			15.0 (15.0)	122.5
町村平均			14.0 (14.8)	50.3
市町村平均(単純)			14.3 (14.9)	74.4
市町村平均(加重)			14.1 (14.6)	88.4

備考

- 1 各指標において、比率がない場合は「—」と記入している。
- 2 実質公債費比率欄の()内の数値は、昨年度の比率である。
- 3 市平均・町村平均は、単純平均を用いている。
- 4 鳴門市を除き、各議会に報告された確定値であり、鳴門市については、暫定値である。

(参考)「健全化判断比率等」について

1 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源（地方税、地方譲与税、普通交付税等）の標準規模

2 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

(3カ年平均)

※準元利償還金とは、

- ・一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの
- ・一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたもの
- ・債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ・一時借入金の利子等の合計額

4 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※将来負担額とは、

- ・一般会計等の地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営事業（企業）会計に係る地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額
- ・退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額等の合計額

5 資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
- 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画につ
いて国の同意手続、地方債の制
限、再生振替特例債 等

	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	-
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	-

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。